

○久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

令和3年3月18日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(緊急安全措置)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則に定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施錠の確認又は開放されている扉、窓若しくは門扉の閉鎖
- (2) 空家等の著しく破損した部分の養生
- (3) 空家等の一部の落下又は飛散の防止
- (4) 立木等の剪定
- (5) 雑草の除去
- (6) 動物、害虫等の駆除
- (7) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 条例第6条第2項に規定する同意は、緊急安全措置実施同意書（様式第1号）により、措置対象空家の所有者等から得るものとする。

3 条例第6条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

(公示送達)

第4条 条例第6条第3項ただし書の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 久喜市公告式条例（平成22年久喜市条例第5号）第2条第2号の久喜市役所掲示場への掲示

(2) 久喜市公式ホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(職務権限を示す証明書の様式)

第5条 条例第8条の職務権限を示す証明書の様式は、職務権限証明書（様式第3号）のとおりとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた指導又は勧告は、この規則による改正後の久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の規定によりされた指導又は勧告とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則の規定によりされた命令又は公表については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。